



快適で美しいまち金沢

ひがし茶屋街、兼六園・金沢21世紀美術館周辺は
「ぽい捨て等防止重点区域」です



ぽい捨て、
路上喫煙は
ご遠慮ください



ペットのふんなどは
持ち帰りましょう

平成 27 年 3 月 1 日より重点区域に指定 !!



違反した方※には過料が科せられる場合があります。 ※ 裏面Q4をご参照ください。

- ◆ 上記の区域では、ぽい捨て、路上喫煙、犬などのふんの放置を禁止します。
- ◆ Littering, smoking in the road, and not picking up after pets are prohibited in the above areas.
- ◆ 上述区域、禁止乱扔垃圾，路上吸烟，随意放置犬类的粪便。
- ◆ 上述区域、禁止亂丟垃圾，路上吸煙，隨意放置犬類的糞便。
- ◆ 상기 구역에서는 쓰레기 무단투척, 노상 흡연, 애완동물의 배설물 방치를 금지합니다.

金 沢 市

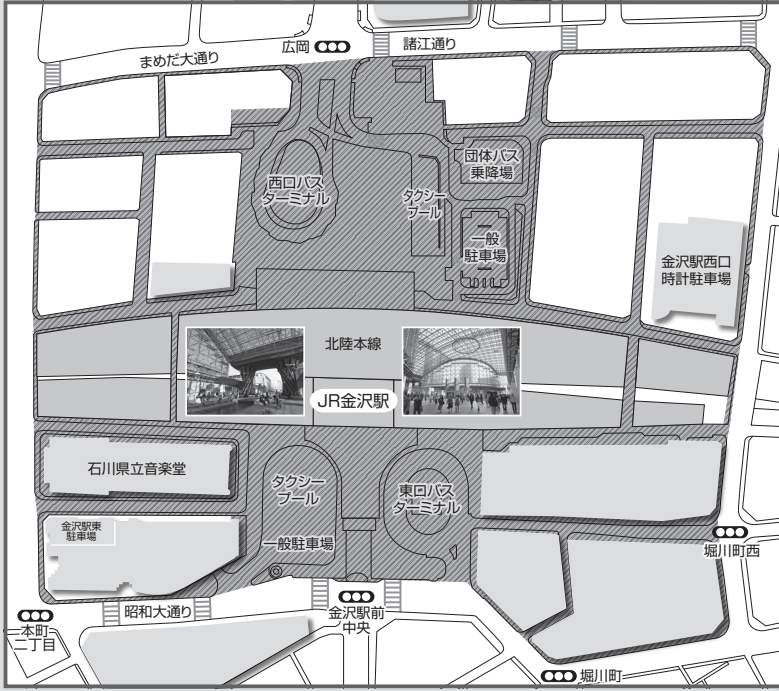


金沢駅周辺、武蔵及び香林坊も ぽい捨て等防止重点区域です。

（地下道部分も重点区域に含まます）

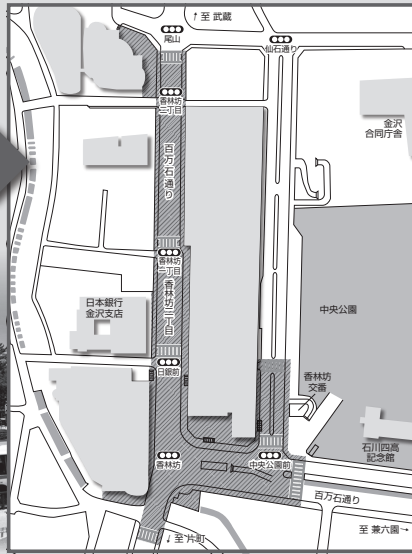
金沢駅周辺

（平成 26 年 9 月 1 日～）



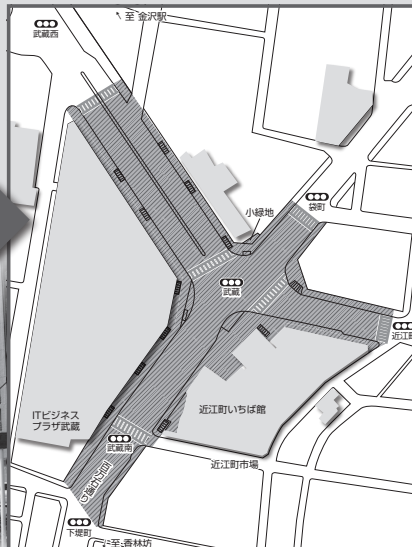
香林坊

（平成 25 年 11 月 1 日～）



武蔵

（平成 25 年 11 月 1 日～）



金沢市における ぽい捨て等のない快適で美しい まちづくりの推進に関する条例 Q & A

（略称：ぽい捨て等防止条例）
（平成 24 年 7 月 1 日全面施行）

Q1 なぜ、この条例を作ったの？

A1 この条例では、「ごみのぽい捨て」「ペットのふんの放置」「人混みでの喫煙」や「歩きたばこ」「喫煙場所以外での喫煙」によるたばこ火でのやけどなどの被害を防ぎ、誰もが快適に暮らせる美しいまちづくりを目指しています。

Q2 「ぽい捨て」ってどういうこと？

A2 たばこの吸い殻や空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲食物の容器、チューインガムのかみかす、紙くずなどで容易に捨てることのできるものをゴミ箱などの決められた場所以外の場所に捨てることをいいます。

Q3 「路上喫煙」ってなに？ 「歩きたばこ」が禁止なんでしょう？

A3 道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で、火のついたたばこを吸うことや持つことをいいます。歩きながらの喫煙だけでなく、立ち止まって、自転車・バイクに乗りながらの喫煙も含まれます。
道路などの管理者が設置・許可している灰皿などでの喫煙は「路上喫煙」にはなりません。決められた場所で吸ってください。

Q4 どうやって過料を徴収するの？

A4 「ぽい捨て等防止重点区域」内を市職員の啓発指導員が巡回し、違反行為者に対して、指導、文書による勧告、改善命令を行い、改善命令にも従わなかった場合（条例違反）には、その場で過料を徴収します。現金の持ち合わせがない場合は、納入通知書をその場で発行しますので、後日納付していただきます。

Q5 「ぽい捨て等防止重点区域」がわかる目印はあるの？

A5 区域内には、路面標示や範囲を示した標識などが設置されています。